

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 当社は、コーポレート・ガバナンスを経営における重要課題と認識し、経営の透明性・公正性・効率性の追求を通じて、株主様をはじめとするステークホルダーのご満足、信頼を得ることが企業価値の増大につながるものと考えております。また、的確で迅速な情報開示を目指してまいります。
2. 取締役会及び監査役会はそれぞれ監督及び監査機能によって、コーポレート・ガバナンスの状況の適正化に努めてまいります。
3. 当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する監査役3名のうち2名が社外監査役であるなど監査の公正性、透明性が確保されております。監査役は、毎月監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行うと共に、定例取締役会(月1回)に出席し、取締役会の意思決定並びに取締役会の業務執行の適法性チェックを中心に、経営の透明性確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小泉グループ株式会社	7,721,688	30.01
日本トラスティサービス信託銀行株式会社	1,393,000	5.41
株式会社みずほ銀行	1,278,000	4.97
九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	633,000	2.46
明治安田生命保険相互会社	604,000	2.35
みずほ信託銀行株式会社	584,000	2.27
第一生命保険株式会社	511,000	1.99
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	398,000	1.55
ワールド・キャピタル株式会社	368,000	1.43
小泉 和久	297,591	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石原 徹	他の会社の出身者							△	△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石原 徹	○	当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身ですが、同行を退職されてからすでに10年以上が経過しております。また、当社の主要株主である小泉グループ株式会社の取締役相談役を兼務しておりますが、独立性に問題はないと判断しております。	長年にわたる企業経営の実績と金融や財務についての深い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より当期の監査計画、監査方針の概要について報告を受け、また、会計監査人より四半期及び通期の監査の概要について報告を受けると共に意見交換を行っております。また、必要に応じて会計監査人に報告を求め、意見交換を行っております。また、内部監査室と監査役とは緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 武彦	税理士													
渡邊 宣昭	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 武彦	○	――	税理士としての経験を活かし経営に対する監視機能を果たしていただけると判断したため。また、取引所の規定する基準に則り、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
渡邊 宣昭		当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身です。	公認会計士という経験を活かし経営に対する監視機能を果たしていただけると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

1. 取締役へのインセンティブ付与に関し、業績に連動する施策は実施しておりません。
2. なお、当期の業績に報いるため、当期の利益、従来利益処分における役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し役員賞与金を支給することとしております。
3. 今後については、インセンティブのあり方を含め役員報酬について検討してまいりたいと存じます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等
取締役5名 45,758千円(うち社外1名2,049千円)
監査役3名 7,229千円(うち社外2名2,419千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役及び社外監査役の専任スタッフは設けておりませんが総務部及び経理部が対応しております。
2. 社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達は、取締役会事務局より事前に取締役会資料をお届けするなど適宜実施しております。
また、定期的に開催される監査役会において必要な資料や情報の提供を行うと共に、常勤監査役より説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しております。また、会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役で構成され、毎月開催の定例取締役会の他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に取締役の業務執行の監督を行っております。激変する経営環境に迅速に対応するために、社長・常勤取締役・担当部長等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への素早い対応と機動的な業務執行を行っております。監査役会は、監査役3名のうち2名が社外監査役で構成され、監査の公正性、透明性が確保されております。監査役は、毎月監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行うと共に、毎月の定例取締役会に出席し、取締役会の意思決定並びに取締役の業務執行の適法性チェックを中心に、経営の透明性確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名による経営の監督機能のほかに、取締役会の意思決定並びに取締役の業務執行の適法性チェックを行う体制として、監査役は毎月監査役会を開催し、監査に関する重要事項について社外監査役を含めた全員で協議を行うと共に、毎月の定例取締役会に出席するなど、経営の透明性確保に努めております。また、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しており、当該部門による業務監査を実施することにより、監査体制の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	<URL> http://www.totenko.co.jp <掲載情報>決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	<担当部署>総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針を定め、その整備に努めることといたします。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
 - (2) 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
 - (3) 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (4) 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
 - (2) 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
 - (3) 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
 - (2) 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
 - (3) 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会(月1回)のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (3) 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
 - (4) 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - (5) 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告するものとする。
6. 監査役は、監査役が補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役は、監査役が補助すべき使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
 - (2) 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。
 - (3) 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (4) 監査役と代表取締役は、相互の意志疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
 - (5) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意志疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
 - (6) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
8. 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
9. 監査役は、監査役が補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役は、監査役が補助すべき使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部とし、その責任者を総務部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うとともに、従業員教育の徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりです。

当社は、適切な会社情報の適時開示を行うため、社内規程（インサイダー取引防止に関する規程）を定め、適時開示担当部署を総務部とし、情報取扱責任者である総務部長を適時開示責任者としております。

1. 決定事実に関する情報

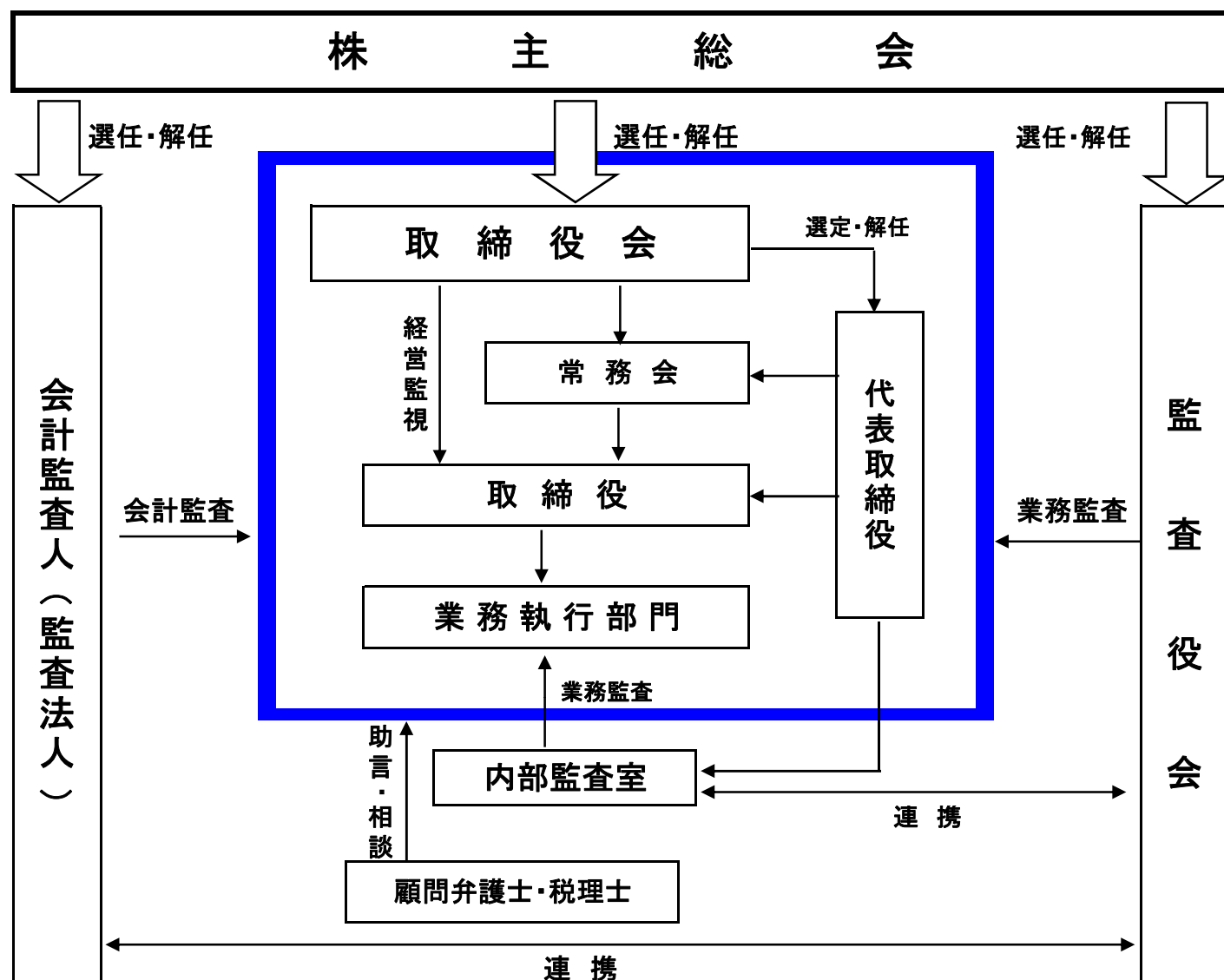
決定事実に関しては、毎週または臨時に開催される常務会（常勤取締役・監査役により構成）、または、取締役会にて審議・決定される。決定事実のうち、投資者の投資判断に影響を与えると判断される重要な事実とは、担当取締役を通じ関連各部門に通知されると共に、総務部にて迅速な適時開示の措置が講じられる。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生を認識した者または情報を入手した者が所属部門の責任者に連絡、各部門の長は担当取締役に報告する。対処方針が常務会、または、取締役会にて審議・決定される。その後、関連各部門に伝達・指示されると共に、投資者の投資判断に影響を与えると判断される重要な事実とは、総務部にて迅速な適時開示の措置が講じられる。

3. 決算に関する情報

決算情報は経理部において作成され、監査法人の監査を受けた後、常務会、または、取締役会にて審議・決定され、総務部にて迅速な適時開示の措置が講じられる。



適時開示体制

